

子ども・子育て支援新制度について

1 新制度をめぐるこれまでの動き

平成24年 2月17日	社会保障・税一体改革大綱を閣議決定
3月30日	子ども・子育て新システム関連3法案を国会へ提出 (子ども・子育て支援法 認定こども園法の一部を改正する法律 関係法律の整備等に関する法律(児童福祉法等の改正))
8月10日	自公修正協議により、子ども・子育て関連3法が可決・成立
8月22日	子ども・子育て関連3法公布
9月14日	子ども・子育て支援新制度施行準備室設置
11月19日～	国と市町村との懇談会における実務協議(全5回)
平成25年 1月	リーフレット「おしえて！子ども・子育て支援新制度」作成〈別紙〉
4月 1日	子ども・子育て会議設置 → 制度の詳細設計にかかる具体的な検討協議
4月26日	第1回子ども・子育て会議開催 …… 会議の運営及び基本指針案等
5月31日	第2回子ども・子育て会議開催
6月21日	第3回子ども・子育て会議開催
7月 5日	第4回子ども・子育て会議開催
7月26日	第5回子ども・子育て会議開催
	} 基本指針案及び調査票のイメージ等
	※くわしい内容については、子ども・子育て会議 HP アドレス参照 http://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/kodomo_kosodate/index.html
平成27年 4月 1日	子ども・子育て支援新制度の本格施行

2 新制度の目的

- (1) 質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供
- (2) 保育の量的拡大・確保
- (3) 地域の子ども・子育て支援の充実

3 新制度における主な取り組み

- (1) 幼児教育と保育を一体的に提供する「認定こども園」(幼保連携型・幼稚園型・保育所型・地方裁量型)の充実を図ること
- (2) 待機児童が発生している地域での施設整備等を促進するほか、保育士の処遇等に関する改善を図ること。
- (3) 「放課後児童クラブ」「一時保育」「延長保育」「病児保育」「地域子育て支援拠点事業」などの事業の拡充を図ること。

4 新制度の財源

「社会保障と税の一体改革」の中で、消費増税(平成27年10月から10%へ引き上げ予定)によって、約7,000億円がこの新制度に充てられることとされ、このうち約4,000億円は施設整備の促進など保育の「量」の拡大を図り、約3,000億円は保育士の処遇等に関する改善など保育の「質」の向上を図ることとされています。

5 新居浜市の対応(予定)

- 平成25年 6月 新居浜市子ども・子育て会議条例を6月定例会市議会へ上程・可決
- 7月 新居浜市子ども・子育て会議の委員推薦依頼等
- 8月 新居浜市子ども・子育て会議の設置 → 以後、随時開催(3回程度)
子ども・子育て支援事業計画策定に向けたニーズ調査の実施
- 12月 ニーズ調査結果のとりまとめ → 県へ報告する必要あり
12月定例会市議会へ予算議案上程(新制度管理システム経費)
- 平成26年 2月 ニーズ調査結果報告書まとめ
- 5月～ ニーズ調査結果に基づく「子ども・子育て支援事業計画」策定業務の実施
→ 以後、新居浜市子ども・子育て会議を随時開催(6回程度)
- 9月 「子ども・子育て支援事業計画」中間とりまとめ → 愛媛県へ報告、県計画を策定
- 10月～ 「子ども・子育て支援事業計画」に対応した事務作業
- 子ども・子育て支援事業の拡充に向けた準備作業
 - 幼稚園との窓口統合に向けた実施体制整備
 - 利用者負担の設定作業
 - 新制度管理システムの導入に向けた事務作業など
- 12月～ 新年度入所児童の申込受付
- 平成27年 1月～ 新年度入所児童の面接 → 保育の必要性の認定事務作業
「子ども・子育て支援事業計画」策定 → 市政だより掲載等による広報周知
- 3月 新年度入所児童の決定・通知
- 4月～ 子ども・子育て支援新制度によるサービス開始

6 今後の課題

- (1)新制度への円滑な事務移行(組織体制の整備を含む)
- (2)新制度管理システムの確実な運用
- (3)利用者及び市民に対する適切な広報周知